

第 32 回伊賀市意育教育特区学校審議会 記録

◎ 開催日時：平成 29 年 1 月 13 日（金） 17：00～17：30

◎ 開催場所：大山田農村環境改善センター 大会議室

◎ 出席者（敬称略）

審議会委員	直木葉造（会長・学校法人 愛農学園農業高等学校長） 近森正利（副会長・伊賀市議会議員） 中谷英子（税理士） 坂本安司（上津地区代表者）
事務局	野口俊史（教育長） 児玉泰清（教育次長） 中林靖裕（ウィッツ青山学園高等学校対策監） 澤田 剛（学校教育課長） 伊室春利（ウィッツ青山学園高等学校対策室 室長） 伊藤博和（ウィッツ青山学園高等学校対策室） 立岡優孝（ウィッツ青山学園高等学校対策室）
三重県	小川 課長（環境生活部 私学課） 吉川 主幹（環境生活部 私学課 私学班） 辻井 指導主事（教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班）
欠席委員	東 則尚（三重県立上野高等学校長）

傍 聴 7 名

（進行：中林対策監）

・あいさつ

直木会長：あけましておめでとうございます。今日も大事な会議をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

野口教育長：何回もお集まりいただき、本当にありがとうございます。今日から大変寒くなるということ
ですが、協議につきましては、しっかりとご議論をいただければと思っております。また、
市長の方から諮問書をいただいておりますので、それを中心にご議論いただければと思います。
どうぞよろしく申し上げます。

・審議会の成立を報告（中林対策監）

（以下、会長が進行）

1. 当審議会の公開・非公開について

【全体を公開決定】

2. 議事録の確認について（資料1）

直木会長：何かお気づきの点がありましたら、事務局の方に申し出ていただければと思います。

3. 市長からの諮問について

（野口教育長から直木会長へ手交）

（資料2に基づき、伊室室長から説明）

4. 審議事項

（1）ウィッツ青山学園高等学校の廃止について

（資料3に基づき、中林対策監から説明）

直木会長：何かご確認やご質問はありますか。中谷委員、いかがですか。

中谷委員：（4）の資産の処置方法で、「新たな学校運営者と話し合いのうえ有償譲渡する。」とありますが、内容は分かるんですか。当事者同士で話すものかもしれませんが。

中林対策監：固定資産台帳というのを株式会社ウィッツは管理しておりまして、そちらを中心に学校法人神村学園の方へ引き継いでいただくということで、現在、協議を進めているところでございます。もちろん、台帳に載っていない安価な備品であるとか、そういった物もございますので、それは双方で話し合いの上、引き継ぐという形で協議をしているところです。足りない部分につきましては、神村学園の方がご自身で確保するというので、神村学園の方から伺っております。

これにつきましては、学校の道具、教具という形で、神村学園が現在、鹿児島県の方へ伊賀分校の設置の申請を出しているところですが、そちらへも計画を提出する必要もございまして、それに基づきまして、双方でやり取りをしているところです。

直木会長：確認ですが、伊賀市の上津の施設の、今後の使用との関係で、もう少し何か説明はございませんか。

中林対策監：株式会社ウィッツ、ウィッツ青山学園高校には、旧上津小学校の敷地と建物を有償で貸しております。この3月31日でウィッツが学校を廃止するということですので、神村学園にはそのまま建物と土地を伊賀市がお貸しして、お使いいただきたいと考えております。

近森委員：今は有償で貸し付けですが、神村学園へも同じ条件ということですか。

中林対策監：条件的には同じ条件と、今のところは考えております。

近森委員：今、実際、建物に関しては、ほぼ0ですよ。

中林対策監：はい、おっしゃるとおりです。

直木会長：坂本委員さん、地域と施設が、上津地区でそのまま、神村学園の方の責任で、これから切り替わるというあたりについては、何かございますか。

坂本委員：地域としては今までの流れのように、運動会とか大規模な災害にあたっての訓練等で運動場なり体育館を使う部分がありまして、そういう部分も配慮いただいて、我々としては、今までどおり地元と交流をしていきたいと考えておりますし、学校と今までどおりやっていきたいと思っております。

そうした中で、施設の管理という面では、我々も運動場の草引きなど、今までどおり支援はしていきたいと思っておりますが、ちょっとした修理や、体育館の電気が切れていたり、若干の雨漏りがしていたり、そういう部分は若干発生しております。そのへんの管理をちゃんと指導していただいて。

それから、夜間の照明がありますので、地域のいろんなスポーツでお借りしている部分もありますし、そのへんの管理についても、木が茂ってきて、あまり光が運動場へ通らないということもあって、お世話を掛けた部分もありますが、いろいろと契約の時点できっちり、今までどおり、今まで以上に地域に迷惑が掛からないよう、十分お願いしたいです。

学校の運営については鹿児島県が所管になると聞いておりますので、三重県なり伊賀市さんは、あまり携わることはできない。そんなことで、契約の中で、ある一定管理や指導ができるような体制も必要かな、と。遠い所ですので、伊賀市としても、ある一定管理ができる契約というのも必要ではないかな、と。地元としてもウィッツさんとの話し合いの中で、看板の設置とか、いろいろとございますので、そういった配慮も、ある時期にはお願いしたいと考えています。

直木会長：坂本委員さんが、上津地区の区長さんをしていただいているんですか。

坂本委員：協議会の会長です。

直木会長：管轄が他県になったために、坂本さんが少し、やり取りの難しさを心配される話がありました。野口教育長さんとしては、そのあたりをどんなふうにお考えですか。

野口教育長：今おっしゃっていただいた中身につきましては、今後、話し合っていくことになるかと思いますが、基本的には、地域の人たちが旧上津小学校を是非残して、少しでも活気あるものにしていきたいというお話でずっと進めてきていますので、そういう意味では、地域の方とも、そういう面でご支援をいただくことも大変たくさんあるかと思いますが、お互いに話し合いをしていくことになるかと思いますが、教育委員会といいますか伊賀市としても、今おっしゃっていただいたことについては十分考えながら、話を進めていきたいと思っています。

直木会長：施設面の、神村学園とのやり取りも含めた、直接的な部署は教育委員会と考えていいですか。

中林対策監：現在、ウィッツとは土地と校舎の建物につきましては、教育委員会の方が窓口になりまして、有償でお貸ししているということでございますが、体育館と運動場につきましては、スポーツ振興課が委託契約ということで、株式会社ウィッツに管理をお願いしているということです。単に有償で貸すということではなくて、運動場と体育館につきましては、もし、神村さんと同じ形態で話ができるのであれば、一定の責任を伊賀市が負いながら、管理を神村さんをお願いするという形になるかと思っています。

いずれにしろ、坂本委員がご心配されておりました所轄庁は、分校である間は鹿児島県が所轄庁になりますが、土地の賃借と、体育館と運動場の管理という中で伊賀市との繋がりは続きますので、教育長が言いましたとおり、教育委員会としても共有させていただきたいと思いません。

直木会長：そのあたりのことは、継続的に教育委員会も関わっていただきつつ、神村学園と今後、丁寧に、地域の方々の立場も大事にされ、話し合いが続けられて、健全な形で維持がされていく、そういう形になると思います。

(2) 市長への答申について

直木会長：それでは、学校廃止に関する諮問につきまして、今のところ特に異議がございませんので、審議会としまして、学校の廃止申請を受けて、廃止を認めるという立場で答申を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

直木会長：答申の流れは事務局を中心にご相談いただいて、あまり時間的に後ろにずれない形で出されるかと思います。よろしくお願いいたします。

(3)「平成28年度学校評価」について

伊室室長：この学校評価につきましては、構造改革特別区域法に基づいて、設置認可者が毎年度評価を行わなければならないとなっておりますので、毎年度行っているものです。皆様方には事前にお渡ししておりますので、この場については概要をさせていただいて、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

(資料4に基づき、伊室室長から説明)

伊室室長：本日、特にご意見ございましたらお伺いさせてもらいまして、先程言いましたとおり、1月下旬を目途に学校評価の完成をして、公表していきたいと思っています。

直木会長：何か今の段階でご意見がありましたら言っていただけますか。

(なし)

直木会長：よろしいでしょうか。時間はあるようですので、もう少し付け加えて欲しいというご意見がございましたら、後日でも大丈夫だということですので、申し出ていただいて、よろしくお願いいたします。とりあえず、基本的な枠組みに対することは特にございませぬので、この文言を基本にしていただいて、必要によっては連絡いただいて、付け加えていただき、整理していただいて、まとめていただくということで、よろしくお願いいたします。

5. その他

直木会長：以上で審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)